

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第34条の6 省略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の8～第81条の3 省略 (軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年額 3,600円</p> <p><u>(イ) 3輪のもの</u> 年額 3,900円</p> <p><u>(ウ) 4輪以上のもの</u></p> <p><u>乗用のもの</u></p> <p><u>営業用</u> 年額 6,900円</p> <p><u>自家用</u> 年額 10,800円</p> <p><u>貨物用のもの</u></p> <p><u>営業用</u> 年額 3,800円</p> <p><u>自家用</u> 年額 5,000円</p> <p>イ 省略</p>	<p>第1条～第34条の6 省略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第34条の8～第81条の3 省略 (軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>2輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年額 3,600円</p> <p><u>3輪のもの</u> 年額 3,900円</p> <p><u>4輪以上のもの</u></p> <p><u>乗用のもの</u></p> <p><u>営業用</u> 年額 6,900円</p> <p><u>自家用</u> 年額 10,800円</p> <p><u>貨物用のもの</u></p> <p><u>営業用</u> 年額 3,800円</p> <p><u>自家用</u> 年額 5,000円</p> <p>イ 省略</p>

(3) 省略

第 83 条～第 151 条 省略

付 則

第 1 条～第 7 条の 3 省略

第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得につ

(3) 省略

第 83 条～第 151 条 省略

付 則

第 1 条～第 7 条の 3 省略

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定

の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得につ

いて、付則第 16 条の 3 第 1 項、付則第 16 条の 4 第 1 項、付則第 17 条第 1 項、付則第 18 条第 1 項、付則第 19 条第 1 項、付則第 19 条の 2 第 1 項又は付則第 20 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

#### 第 8 条 省略

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 36 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出(第 36 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の 1 月 10 日までに、当該申告特例の求めを行つた地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の 1 月 31 日までに、法附則第 7 条第 10 項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第 11 項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

#### 4 省略

第 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特

いて、付則第 16 条の 3 第 1 項、付則第 16 条の 4 第 1 項、付則第 17 条第 1 項、付則第 18 条第 1 項、付則第 19 条第 1 項、付則第 19 条の 2 第 1 項又は付則第 20 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

#### 第 8 条 省略

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 36 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出(第 36 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行つた申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行つた日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の 1 月 10 日までに、当該申告特例の求めを行つた都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の 1 月 31 日までに、法附則第 7 条第 10 項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行つた者の住所(同条第 11 項の規定により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

#### 4 省略

第 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通

例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合は除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

#### 第10条 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

#### 2～4 省略

5 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

12 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

13 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

15 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

16 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。

18 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合は除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

#### 第10条 省略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

#### 2～4 省略

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

12 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

15 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。

19 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第46項に規定する機械装置等にあつては、0)とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

2～5 省略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付し

17 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

19 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は0(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、0)とする。

20 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

2～5 省略

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付し

て市長に提出しなければならない。

- (1)～(3) 省略
- (4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 省略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 省略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(4) 省略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等
- (6) 省略

9 省略

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(4) 省略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等
- (6) 省略

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(6) 省略

て市長に提出しなければならない。

- (1)～(3) 省略
- (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 省略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(4) 省略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 省略

10 省略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(4) 省略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 省略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)～(6) 省略

12 省略

第11条～第13条 省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、付則第13条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

平成6年度	0.2
平成7年度	0.4
平成8年度	0.6
平成9年度	0.8

2 省略

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地(当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度(令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日(当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。)
	平成5年度に	市街化区域設定年度に
第1項の表	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成7年度	市街化区域設定年度の翌年度
	平成8年度	市街化区域設定年度の翌々年度
	平成9年度	市街化区域設定年度から起算して3年度を経過した年度

13 省略

第11条～第13条 省略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、付則第13条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

平成6年度	0.2
平成7年度	0.4
平成8年度	0.6
平成9年度	0.8

2 省略

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地(当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度(令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日(当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。)
	平成5年度に	市街化区域設定年度に
第1項の表	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成7年度	市街化区域設定年度の翌年度
	平成8年度	市街化区域設定年度の翌々年度
	平成9年度	市街化区域設定年度から起算して3年度を経過した年度

前項	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成5年度	市街化区域設定年度
	前項	次項において準用する前項

第13条の3～第15条の2 省略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円

前項	平成6年度	市街化区域設定年度
	平成5年度	市街化区域設定年度
	前項	次項において準用する前項

第13条の3～第15条の2 省略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

10,800円	5,400円
3,800円	1,900円
5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
------	--------	--------

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～4 省略

以下省略

6,900円	3,500円
10,800円	5,400円
3,800円	1,900円
5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～4 省略

以下省略